**帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務の企画提案公募の質問事項への回答**

|  | 質問内容 | 回　答 |
| --- | --- | --- |
| １ | ①企画提案公募要領には参加は複数の共同企業体であることとありますが、複数の企業で当たらないといけないのでしょうか？受託契約者は一社になるのですか？契約者が共同企業体になるのでしょうか？②仕様書には共同企業体で参加しなくてはならないの文言は無く、逆に再委託は原則禁止と記述されていますが上記の共同企業体とどのような違いと考えたらよろしいでしょうか？③弊社が企画して撮影編集作業を他社に委託する場合は再委託になるのでしょうか？ | ①公募要領の「３公募参加資格」に記載しているとおり、要件をすべて満たす者であれば単独、複数の者による共同企業体どちらでも応募いただくことは可能です。　複数の者による共同企業体での応募の場合は、契約者は共同企業体となります。②仕様書の「１１その他（２）」に記載の通り、単独の場合でも複数の者による共同企業体による場合でも、業務の再委託は原則禁止で、必要がある場合は大阪府と協議が必要です。例えば、業務の主要な部分や契約金額の相当部分（契約金額総額の５０％を超える部分）等についての再委託は承認できません。③再委託になります。　 |
| ２ | ①動画の中で使用する災害等に関する素材の使用許可を得るにあたり、公共的なものについては、窓口は業務を委託された事業者が行うが、府や県が手続き上の仲介になってもらうと、そういう素材を取り扱いやすくなることもあるが、仲介になっていただくことはできるのか、もしくは全て業務を委託された事業者が用意するということでしょうか。②著作物について、半永久的に使えるようにするということでしょうか。 | ①仕様書の「６委託業務内容」に記載しているとおり、全て受託者で行っていただきますが、仲介等の必要がある場合は、協議の上、協力を検討させていただきます。②特に使用期限等は設けていないため、半永久的に使えるようにしていただくこととなります。 |
| ３ | ①シナリオ、構成案の作成中、作成後に内容に関しての確認・監修を専門家にお願いする必要があると考えております。大阪府　危機管理室　防災企画課の方、及び専門家によってこれを行う事が出来ますか？②上記に加えて撮影中に演技、表現、演出に関して確認・監修してくださる方はおられますか？③上記２点、もし受注者が確認・監修を請け負う専門家を手配する必要があれば大阪府から推薦などを受ける事は可能ですか？ | ①動画の構成及びシナリオの作成については、仕様書の「６委託業務内容（１）」に記載の通り、大阪府（危機管理室防災企画課）と打ち合わせを行って進めていただきます。　専門家による確認・監修を受託者が必要と判断する場合は、受託者が選定し、手配を行うこととします。それに係る経費については、すべて受託者の負担となります。　なお、大阪府が専門家による確認・監修を必要と判断する場合は、別途協議するものとします。②仕様書の「６委託業務内容（４）」に記載の通り、映像の制作段階で随時、制作中の試写を行い大阪府（危機管理室防災企画課）の確認を得ることとしています。　専門家による確認・監修を受託者が必要と判断する場合は、受託者が選定し、手配を行うこととします。それに係る経費については、すべて受託者の負担となります。　なお、大阪府が専門家による確認・監修を必要と判断する場合は、別途協議するものとします。③専門家の紹介等の必要がある場合は、協議の上、協力を検討させていただきます。 |
| ４ | ①帰宅困難者対策を実施している企業を紹介する場合、大阪府様のホームページなどで紹介されている企業様を紹介することになりますでしょうか？また、紹介いただくことは可能でしょうか？ | ①大阪府のホームページに掲載されている企業に限定はしていません。大阪府ホームページに掲載されている企業を取組事例企業として動画内で活用したい場合、紹介することは可能です。 |
| ５ | ①仕様書９成果品①について、ＷＭＶをＤＶＤに格納して10枚ですが、制作動画の本数字幕の有無を含めば4本。これは各10枚ずつということなのでしょうか。それとも合計10枚なのでしょうか。 | ①本編、ダイジェスト版（字幕有版及び無版）の計４種類の動画を１枚に格納したＤＶＤを10枚納品してください。 |